

経 済 産 業 省

20251217資第13号
令和8年4月15日

経済産業大臣 赤澤 亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第27条の規定に基づく許可貯留区域等を表示する図面（千葉県九十九里沖）の縦覧について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第4条第1項の規定に基づき試掘の許可をし、同法第24条の規定による告示をしたので、同法第27条の規定に基づき別紙のとおり許可貯留区域等を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

許可貯留区域等（許可試掘区域）を表示する図面

表に掲げるアからキまでの7地点を順次結んだ線並びにア及びキの2地点を結ぶ線により囲まれる海面の直下の深度150メートルから2,500メートル※までの間の区域。

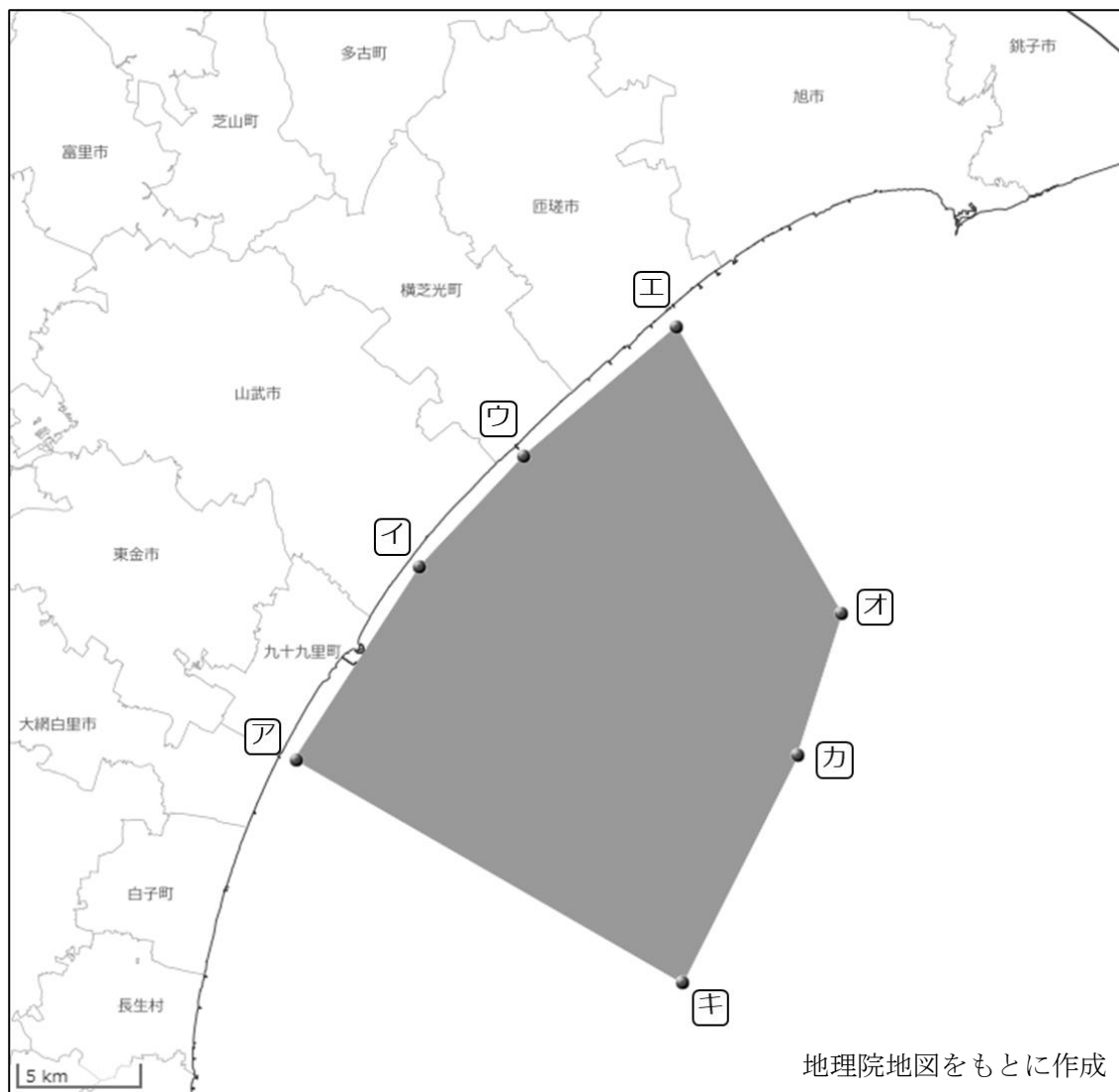


表 区域の直上の海域の頂点の座標値

	X座標 (m) ※	Y座標 (m) ※
ア	-55,730.738	54,796.758
イ	-48,033.796	59,715.334
ウ	-43,633.067	63,824.697
エ	-38,415.002	69,864.215
オ	-49,755.018	76,565.800
カ	-55,408.651	74,846.698
キ	-64,520.745	70,340.501

※ 深度は、東京湾平均海面を基準とする。

※ 頂点の座標値は、平成14年国土交通省告示第9号で定める平面直角座標系第9系による。